

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「山を育て、川を守り、きれいな海を明日へつなげる」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

陸前高田市

3. 地域再生計画の区域

陸前高田市の全域

4. 地域再生計画の目標

陸前高田市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南玄関口として、大船渡市、住田町、一関市、宮城県気仙沼市、唐桑町に接し、宮城県との県際に位置している人口 25,781 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 232.27 ㎢の都市である。山林が市域の 74%を占め、農用地・宅地は約 10%となっている。陸中海岸国立公園の一角、北上山地南端部にあり、氷上山や箱根山をはじめとする山並み、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、その奥に面する名勝高田松原など、良質な自然に富んでいる。また、本市は、三陸沿岸部を縦断する国道 45 号と内陸部と沿岸を結ぶ国道 340 号、343 号が結接する交通の要衝にあり、さらに、地域高規格道路整備の一環として三陸縦貫自動車道の建設が進められている。

本市は、昭和 30 年の市制施行以来、農業・水産業主導型の都市として産業経済が発展し、また恵まれた自然を活かしながら県内有数の観光都市として成長してきた。

市の中心部を流れる気仙川は、鮎の名所として知られ全国から釣り客が訪れている。広田湾では養殖が盛んで、特にワカメ、ホタテ、カキは全国に向け出荷され、高い評価を得ている。また、高田松原はその景観もさることながら、東北地方でも有数の海水浴場となっており、年間百万人の観光客が訪れている。

しかし、経済の発展・成長に伴う生活様式の多様化・近代化に伴い、市街地からの生活污水が増大し河川等に流入していることから、古川沼や広田湾が水質悪化の傾向にある。

このような状況に対応するために、平成 4 年度から市街地で公共下水道事業を、平成 8 年度から農村部において農業集落排水事業を、平成 14 年度より漁村部において漁業集落排水事業を、他の周辺部・丘陵山間部においては平成元年度より浄化槽設置整備事業（個人設置型）を進めているが、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は 41.8%と依然低迷している状況である。

こうした中でも、市民の環境に対する意識も高まっており、廃食油を利用した石鹸づくり、河川や海岸等の清掃活動や森林の保全、治山・治水を目的とした広葉樹の植林など各種団体等の環境保全活動が行なわれている。さらに、本市環境基本計画で、「安心」、「共生」、「循環」、「参加」の 4 つの基

本目標を掲げ、市民、事業者、行政が協働して環境施策を進めることとしている。これら諸施策と本計画を併せて実現していくことで、本市の恵まれた自然環境を次世代に継承していくことができると考えている。

本計画においては、地域の状況に応じた汚水処理施設整備を一体的に促進していくことに主眼を置き、気仙川や古川沼、そしてその流末である広田湾の水質を改善させることで、市の基幹産業である農業、水産業の生産物の高品質化、安全性の向上をもたらし、ひいては産業経済の発展につなげようとするものである。特に、水産加工工場が集約している気仙町二日市地区と湊地区を整備することによって、工場排水の処理が可能となり、その効果が大きいと期待される場所である。併せて、豊かな自然環境、快適で暮らしやすい空間を活かした観光客の誘致も積極的に働きかけようとするものである。

(目標 1) 汚水処理施設の整備促進 (汚水処理人口普及率を 41.8%から 58.0%に向上)

(目標 2) 水産加工団地等における工場排水の処理促進 (13 工場を下水道に接続)

(目標 3) 良好な自然環境を活かした、観光客の誘致 (年間 158 万人)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道は、陸前高田市単独公共下水道として位置付けられており、平成 4 年度事業着手以来、364ha まで事業認可区域を拡大し、古川沼や広田湾を取り巻く市街地を中心に整備を進めてきた。

平成 18 年度からは、汚水処理整備交付金を活用し、引き続き気仙町中井、神崎、二日市、湊、古谷地区の整備を促進して公共水域の水質保全を図る。

一方、農漁業集落地域の水質保全を図るため、農業集落排水事業については平成 8 年度に着手し 1 地区 (下矢作地区) が完成し、漁業集落排水事業については平成 14 年度に着手し 1 地区 (矢の浦地区) が完成している。

また、これらの集合処理区以外については、浄化槽設置整備事業 (個人設置型) で整備を促進し、現状 41.8%とまだまだ低い汚水処理人口普及率を 58.0%まで向上させることを目標に、汚水処理施設整備交付金を活用し、地域の状況に応じて効率的に整備する。

以上の「公共下水道」「戸別浄化槽」の各汚水処理施設により、相互に連携を図りながら積極的に事業を展開すると共に、環境基本計画に基づいた施策を総合的に展開し、公共水域の水質保全に取り組むものである。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、事業箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成 18 年 1 月に事業認可

【事業主体】

- ・いずれも陸前高田市

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 気仙町中井地区、神崎地区、二日市地区、湊地区、古谷地区
- ・浄化槽（個人設置型） 陸前高田市のうち集合処理区域以外の全域

【事業期間】

- ・公共下水道 平成18年度～平成22年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成18年度～平成22年度

【整備量】

- ・公共下水道 $\phi 75\text{mm} \sim \phi 250\text{mm}$ L = 10,030m（うち交付金対象事業9,050m）
- ・浄化槽 300基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 中井、神崎、二日市、湊、古谷地区で994人
- ・浄化槽 市内全域で954人（個人設置型）

【事業費】

・公共下水道	事業費	1,000,000千円
	（うち、交付金	500,000千円）
	単独事業費	340,000千円
・浄化槽（個人設置型）	事業費	130,995千円
	（うち、交付金	43,665千円）
合 計	事業費	1,130,995千円
	（うち、交付金	543,665千円）
	単独事業費	340,000千円

5-3 その他の事業**（1）河川、海岸等の清掃**

ボランティアによる気仙川、古川沼や高田松原の清掃活動を地域一体の運動として展開し、自然環境のクリーン化を進めるとともに環境保全への理解を深める。

（2）廃食油を利用した石鹼づくり

家庭用廃食油を石鹼に再利用することで、廃食油の適正な使用方法を普及させることにより、環境配慮への啓発、水質保全の一助とする。

(3) 海と山ふれあいの森づくり

本市の次世代を担う小学生を主に対象に、林業関係者、漁業関係者と合同で、広葉樹の植林を行ない、山-川-海を体系的に守ることへの理解を深める。

本計画による汚水処理施設整備と上記関連事業との相乗効果により市民の環境保護に対する自発的な活動が期待される。

6. 計画期間

平成18年度～平成22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画終了後に、4に示す数値目標に照らして状況进行评估し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、陸前高田市汚水処理実施計画と照らし合わせ、施設整備の状況について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方団体が必要と認める事項

該当無し